

## 特別の理由による任意予防接種費用の助成について

## 1. 目的

骨髄移植等により、移植前に得られた免疫機能が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方の再接種費用を助成することで、保護者の経済的負担の軽減及び本児や地域の感染症予防を目的とする。

## 2. 事業内容

医師の判断に基づき、接種済みの定期予防接種を行った場合に、再接種に要した費用の償還払いを行う。

(1) 対象者：骨髄移植手術等の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されている者

(2) 対象となる予防接種： ①予防接種法による定期予防接種であること  
②長期療養等による定期予防接種の対象年齢が決められている予防接種についてはその年齢、それ以外は20歳に達するまでの接種であること（下表）

予防接種の種類	対象とする年齢
ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風	20歳に達するまで (4種混合ワクチン使用の場合15歳未満)
日本脳炎・麻しん・風しん・水痘・B肝・HPV	20歳に達するまで
結核	4歳未満
ヒブワクチン	10歳未満
小児用肺炎球菌ワクチン	6歳未満

(3) 助成額：再接種に要した金額。ただし、笠間市予防接種委託料を上限とする。

## 3. 事業予算

予算額（9月補正） 215,000円（1名分）

## 4. 他市の実施状況

県内—県内初の実施となる予定

県外—四日市市（三重県）上越市（新潟県）入間市（埼玉県）金沢市（石川県）他

## 5. 事業開始日

平成30年10月 助成開始

